

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三**新型コロナウイルス感染症に係る
飲食店等に対する営業時間短縮等の要請**

兵庫県では、新規感染者数の下げ止まりの傾向が続いていますが、東京・大阪での感染増加や変異株への警戒が必要など、引き続き感染再拡大防止に取り組み、絶対にリバウンドを起こさせない必要があります。このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、下記のとおり、営業時間の短縮等を要請します。あわせて、「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得をお願いします。

記

1 要請期間 令和3年7月12日(月)から令和3年7月31日(土)まで

2 対象施設

種類	施設
飲食店等 (宅配・テークアウトは除く)	飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外
結婚式場 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けている施設)	結婚式場等 ※ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も含む

3 要請内容〔特措法第24条第9項等に基づく〕

神戸市、阪神南・阪神北地域、明石市	東播磨(明石市除く)・北播磨・中播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域
○時短要請等 ・5時～20時30分の営業時間短縮を要請 ・酒類提供(※1)は11時～19時30分とすることを要請 ・カラオケ設備の利用自粛の協力依頼(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場)	○時短要請等 ・5時～21時30分の営業時間短縮を要請 ・酒類提供(※1)は11時～20時30分とすることを要請 ・カラオケ設備の利用自粛の協力依頼(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場)
○感染対策の徹底 ・酒類提供の場合の「一定の要件」(※2)を満たすことの協力要請 ・「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨〔別紙1及びチラシをご参照ください。〕	

※1 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む

※2 ・アクリル板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)・手指消毒の徹底・食事中以外のマスク着用の推奨・換気の徹底・同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内**感染対策の徹底**

- ① 従業員への検査勧奨
- ② 入場者の感染防止のための整理・誘導
- ③ 発熱等の症状のある者の入場の禁止
- ④ 手指の消毒設備の設置
- ⑤ 事業を行う場所の消毒
- ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ⑧ 施設の換気
- ⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- ⑩ CO2センサー等の設置
- ⑪ 業種別ガイドラインの遵守

お問い合わせ先

◆兵庫県時短要請等コールセンター

TEL: 078-362-9921 受付時間: 平日 9時～17時

(ただし7/10(土)、7/11(日)は開設)

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関する事)

TEL: 078-361-2501 受付時間: 平日 9時～17時

◆兵庫県新型コロナ対策適正店認証コールセンター

TEL: 078-272-6511 受付時間: 平日 9時～17時

◆県ホームページ

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

新型コロナ対策適正店の認証制度の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策を実施している飲食店等を県が実地確認の上、認証し公表することで、感染に対する県民の不安感を解消するとともに、県内の飲食店等での感染拡大予防対策の推進を図る。

2 認証対象

兵庫県内にある客席を設ける飲食店及び喫茶店（テイクアウト・宅配のみの営業形態の店舗は対象外）



3 認証基準

以下の基準を満たしているかを確認のうえ認証

番号	項目	対策の内容	備考
1	(1) アクリル板等（パーティション）の設置	座席と座席の間にパーティションを設置している（同居家族等であることが確認できる場合は例外的にパーティションを外す運用を認めても良い）	「(1)及び(2)」又は「(3)」のいずれかを満たしていれば可
	(2)	パーティションの高さは、目を覆う程度の高さである。 （参考）17歳男性の平均座高は、92cm（平成27年度学校保健統計調査）	
	(3) 座席の間隔の確保	座席の端と座席の端の間隔を1m以上確保している	
2	(4) 手指消毒の徹底	店内入口に消毒液を設置している	
	(5)	入店時に従業員が手指消毒の実施を来店者に呼びかけている。（入店時に難しい場合は注文時）	
3	(6) 食事中以外のマスク着用の推奨	食事中以外のマスク着用を掲示又は呼びかけにて行っている。	
4	(7) 換気の徹底	【建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）の対象施設（*）（換気設備を備えている場合）】（*）床面積の合計が3,000㎡以上の店舗等建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている。	「(7)」、「(8)」又は「(9)」のいずれかを満たしていれば可
	(8)	【建築物衛生法の対象外施設】 換気設備により換気を行っている（換気設備により必要換気量（一人当たり毎時30㎡）を確保している）	
	(9)	【建築物衛生法の対象外施設、建築物衛生法の対象施設（換気設備を備えていない場合）】 窓・ドア等を定期的に開放している。（定期的に換気（30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける））することにより、十分な換気を行っている）等 夏場、冬場など、窓開けによる換気により適切な温度・湿度が確保できない場合は、窓からの換気と併せて空気清浄機を使用している。	
5	(10) 入店制限	同一グループの同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内としている。	
6	(11) 時短要請遵守	要請された営業時間を遵守している。	
7	(12) カラオケ設備の提供自粛	カラオケ設備の提供をしていない。（カラオケボックスを除く）	
8	(13) 長時間飲食にならないよう呼びかけ	長時間（2時間程度以内）の飲食にならないよう呼びかけている。	
9	(14) 体調がすぐれない人への対応	体調がすぐれない従業員が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っている。	
10	(15) 感染防止対策宣言ポスター	「感染防止対策宣言ポスター」を掲示している。	

4 認証ステッカーの交付

- ・ 認証ステッカーの交付を希望する飲食店等は、県ホームページからの電子又は紙申請書（申請書は県民局・センター、市役所、町役場で配布）の郵送により申請
- ・ 申請された飲食店等に対し、申請内容及び実地調査により認証基準を満たしていることを確認のうえ、認証ステッカーを交付し、店頭・店内等に掲出

5 県ホームページへの認証店の公表

認証店となった飲食店等の店名及び住所を県ホームページに掲載

6 認証状況

(1) 4、5月の見回り結果に基づく認証

4、5月の飲食店等への見回り結果により、時短要請など10の要請項目すべてに取り組んでいることが確認できた店舗に認証ステッカーを交付済 **認証ステッカー交付店数 7,013店**

(6/21～ 順次発送)

(2) 新型コロナ対策適正認証申請に基づくステッカーの交付(6/24～ 申請受付)

交付申請受付後、実地調査を行い、ステッカーを交付した状況は以下のとおり

区分	申請件数	交付済み件数	備考
(2)	1,675件	215件	7月7日現在
(1)+(2)合計	—	7,228件 〔※ 県内飲食店等の約26% が認証済〕	

7 認証制度事務局の設置

認証交付申請受付、実地確認調査、認証に関する飲食店等からの問い合わせ、認証店の感染防止対策の疑義等への再調査など、認証に関することをワンストップで対応できるよう、認証事務局を外部委託により設置

【問合先】兵庫県新型コロナ対策適正店認証コールセンター (R3.7.1～)

(平日 9:00～17:00) 078-272-6511

8 認証制度の感染拡大防止対策フィードバックシステムの構築【国】

- 国において、各都道府県の認証制度の質を担保するため、利用者からグルメサイトを通じて飲食店における感染防止対策のモタリング情報を収集し、その情報を分析して改善につなげる国一括のフィードバックシステムを構築予定（詳細は別添参照）
- 認証基準を守らない飲食店情報を国から都道府県に情報提供した上で、都道府県から飲食店に対して、再度実地調査を行うなど改善指導を実施

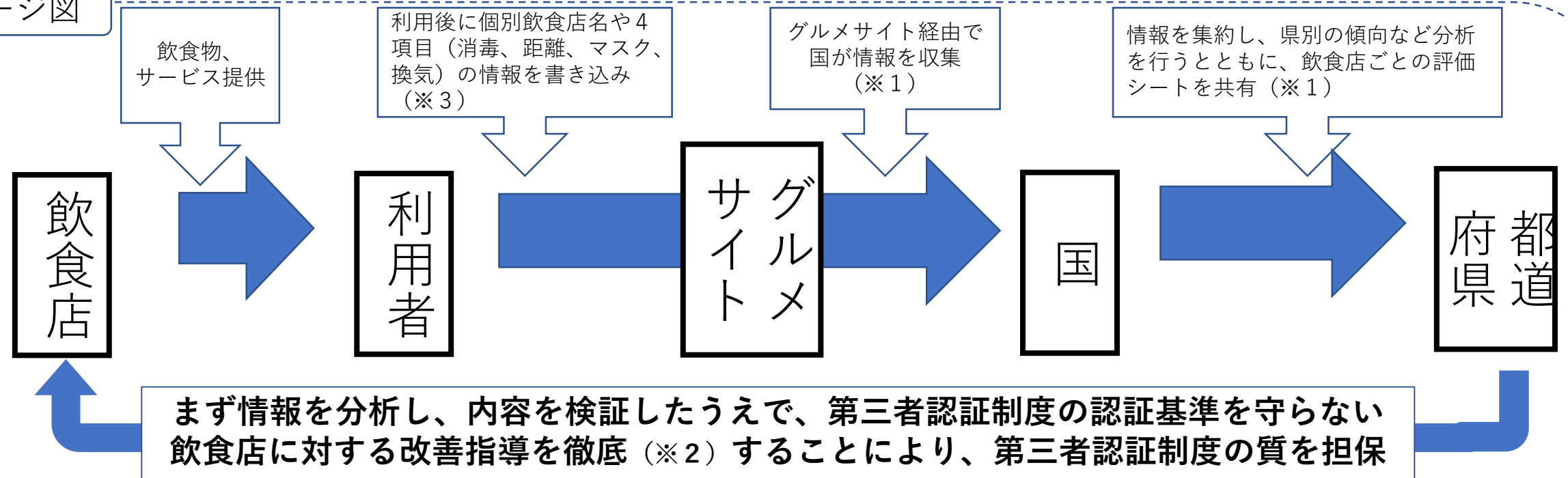
実物大ステッカー 見本



飲食店第三者認証制度の感染拡大防止対策フィードバックシステムについて

- 内閣官房、農林水産省、厚生労働省において、都道府県に対し、第三者認証制度の可及的速やかな導入を促してきたところ。
- 各都道府県の第三者認証制度の質を担保することにより、適切に感染拡大防止対策を講じている飲食店に報いることが必要であるところ、利用者から飲食店における感染防止対策のモニタリング情報を収集し、その情報を分析して改善につなげていく、フィードバックシステムを構築するもの。
- なお、効率的なシステム設計とすべきとのグルメサイトからの意見を踏まえ、各都道府県個別のフィードバックシステムではなく、国一括のシステムを構築することとしている。

イメージ図



- （※1）グルメサイト経由で国が収集した情報を共有するのは国と都道府県など飲食店の第三者認証制度の実施主体のみであり（グルメサイトは情報をもたない）、かつ、共有された情報は第三者認証の質を担保する目的以外には利用されない。
- （※2）正当な理由なく改善指導に従わない場合には認証の取消しもありうる
- （※3）本事業に関連した様々な問い合わせやご意見については、コールセンターで対応

感染再拡大防止にご協力を！

飲食店等の皆さま へのお願い

酒類を提供する場合は、**業種別ガイドライン等に基づく感染防止策**を徹底いただくとともに、次の「一定の要件」を遵守してください。

- ① アクリル板等の設置（又は座席の間隔（1m以上）の確保）
- ② 手指消毒の徹底
- ③ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ④ 換気の徹底
- ⑤ 同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請です。

あわせて、新型コロナ対策に適正に取り組んでいる飲食店を県が認証する「**新型コロナ対策適正店認証**」の積極的な取得をお願いします。

- ・ 認証店にはステッカーを交付します。
- ・ 詳しくはホームページをご覧ください。



<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html>